

上越市住民税非課税世帯等に対する「生活支援給付金」
及び「こども加算金」申請書(請求書)

(宛先) 上越市長

申請日
令和 年 月 日

上越市
受付印

1. 誓約・同意事項の確認

裏面の【誓約・同意事項】を確認し、下記 □欄にチェック(☑)してください。

☐ 裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

2. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 電話 ()

3. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員について記入

○現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる方(1月2日以降に上越市に転入された方)は、**令和6年1月1日時点でお住まいだった住所を以下に記入し、令和6年度の住民税の課税状況が分かる証明書を添付ください。**(該当する方全員分)

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続柄	生 年 月 日	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記入)	令和6年度 住民税課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告
2			大・昭・平・令 年 月 日		☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告
3			大・昭・平・令 年 月 日		☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告
4			大・昭・平・令 年 月 日		☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告
5			大・昭・平・令 年 月 日		☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告
6			大・昭・平・令 年 月 日		☐ 課税されていない ☐ 均等割のみ課税 ☐ 未申告

○住民票上は別世帯となっている別居中の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる場合は、以下に記入して下さい。
また、別居児童分の住民票の写しを添付してください。

	(フリガナ) 児 童 氏 名	申請者 との 続柄	生 年 月 日	別居している児童の住所	別居理由 (例:学生寮に入寮中 等)
1			大・昭・平・令 年 月 日		
2			平・令 年 月 日		

※ 児童養護施設等に入所している児童はこども加算金の対象外です。

裏面にも記入欄があります。必ずご確認ください。

4. 受取口座(原則、2. の申請・請求者(世帯主)の口座とします。)

※下欄に記載し、受取先金融機関の口座確認書類の写しを添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	預金種目	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義(カナ)	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信託 7.信濃連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座					※「2. 申請・請求者」名義。 ※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関コード		支店コード							

【代理受給を行う場合】 ※世帯主以外が受給する場合は、記入してください。

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所・連絡先
	代理人氏名		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の人を代理人と認め、生活支援給付金の受給を委任します。			世帯主氏名	署名(又は記名押印) 

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認してください。

- ① 住民税非課税世帯等に対する「生活支援給付金」(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 令和5年度の「非課税世帯及び均等割のみ課税世帯向け給付金」の給付対象であった世帯、又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
イ 世帯の中に、令和6年度住民税所得割が課税されている人はいません。
ウ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
(注) 扶養を受けているか分からない場合は、親族内でご確認ください。
エ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるにも関わらず、未申告の人はいません。
オ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除を受けている人はいません。
- ② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 関係書類の提出等を市から求められた場合は提出します。
- ④ この申請書は、上越市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤ 上越市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

◆必ず提出するもの

- ☐ 『住民税非課税世帯等に対する「生活支援給付金」及び「こども加算金」申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、パスポート等(いずれか)の写し(コピー)をご用意ください。
※令和6年1月2日以降に入国された外国籍の方などは、入国日の分かるパスポートや在留カードの写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

◆該当する方のみ提出するもの

- ◎現住所と令和6年1月1日時点の住所地(自治体)が異なる方(16歳未満の方の分は不要)
- ☐ 『令和6年1月1日時点でお住いの市区町村が発行した『令和6年度住民税課税(又は非課税)証明書』の写し(コピー)』
- ◎別居中の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる場合
- ☐ 『別居児童がお住いの市区町村の住民票の写し(コピー)』(続柄・マイナンバーの記載があるもの)
- ◎代理人が受給を行う場合
- ☐ 『代理人(受取人)の本人確認書類の写し(コピー)』
※代理人のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、パスポート等(いずれか)の写しをご用意ください。

※【誓約・同意事項】の確認漏れや、添付書類の不備はありませんか。(添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)